

◇番号 : 202502

◇研究機関名	東京科学大学	◇不正の種別	不当な請求
◇不正が行われた年度	令和 5 年度	◇最終報告書提出日	令和 7 年 4 月 4 日
◇不正に支出された研究費の額	36,799 円	◇不正に関与した研究者数	2 人(うち 1 名は善管注意義務違反)

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和 6 年 3 月 14 日、環境・社会理工学院に在籍する学生に対し、「東京工業大学における教育研究資金の適正な運営・管理に関する規則（以下、「運営・管理規則」という。）」に抵触すると疑われる行為が行われている旨の通報があり、令和 6 年 3 月 21 日に当該通報を受理した。

【調査に至った経緯等】

「東京工業大学における教育研究資金の不正使用についての調査等に関する規則」（以下、「調査規則」という。）に基づき、通報の行為が行われた可能性など通報内容の合理性、調査可能性について予備調査を行った結果、調査は可能と判断し、令和 6 年 4 月 16 日に「教育研究資金の不正使用に関する調査委員会（以下、「調査委員会」という。）」を設置して調査を開始した。

◇調査

【調査体制】（経過措置により運営・管理規則及び調査規則を適用）

調査委員会（学内委員 2 名、学外委員（弁護士、公認会計士）3 名）を設置して調査を実施した。

【調査内容】

・調査期間

令和 6 年 4 月 16 日～令和 7 年 1 月 31 日

・調査対象

調査対象者：環境・社会理工学院 博士課程学生

調査対象経費：「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」において、令和 4 年度及び令和 5 年度に支出された調査対象者に関わるすべての研究費（以下、「フェローシップ経費」という。）

・調査方法

調査対象者に関わる支出関係証憑書類（全 11 件）の精査、関係者のヒアリング及び研究室への立入調査による物品の現物確認

◇調査結果

【不正の種別（例）架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等】

不当な請求

【不正に関与した研究者等】

・不正に直接関与した者

環境・社会理工学院 博士課程学生

・不正に直接関与していないが善管注意義務に違反した者

環境・社会理工学院 教授

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

必ずしも明確な動機は確認できなかったものの、調査対象者は、研究費の支出手続きや経理処理に関する認識が不十分であり、学内の諸規則を遵守するコンプライアンス意識が欠如していたことが背

景となっている。加えて、予算詳細責任者かつ当該研究室の実質的な責任者である教授が、運営・管理規則に定める予算詳細責任者としての責務を著しく怠っていたことも、今回の事案を招いた一因となつた。

・手法

調査対象者は、同研究室に在籍する学生（以下、「関係学生」という。）が個人的に使用する目的で購入したデスクトップ型モニターのクレジット明細を使用し、自身の立替払として大学へ請求手続きを行い、令和6年1月19日に大学から代金の振込を受けた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業	36,799円	令和5年度	2人 (うち1名は善管注意義務違反)
計	36,799円		2人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

なお、調査対象者は、自身の口座に振り込まれた当該モニタ一代金を、令和6年4月23日に関係学生に振り込んでいる。よって、調査対象者による研究費の私的流用は無かったものと判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

(1) 運営・管理規則第18条第5号「大学に不当に請求し、正当ではない金額を大学に支払わせる行為」

調査対象者がなぜ不当に請求をしたかの明確な動機については確認できなかつたが、研究費の支出手続きや経理処理に関する認識が不十分であり、また、立替払の請求手続きを秘書が代理で行つたことを考慮しても、他人名義のクレジット明細であることを秘書に伝達しなければ、その代金が調査対象者自身に支払われることは容易に想像できる。よって、調査対象者が他人名義のクレジット明細を使用し、大学から自身の口座へ振り込ませた行為は、運営・管理規則第18条第5号に規定する「大学に不当に請求し、正当ではない金額を大学に支払わせる行為」であり、調査対象者が不正に直接関与した者に該当するものと判断した。

また、関係学生は一貫して当該モニターは個人的に使用する目的で購入したことを主張している。実際、関係学生の自宅で使用されていることから、その使用の大半は関係学生が個人的に使用していることが明白であり、さらに調査対象者から当該モニタ一代金が関係学生の口座に振り込まれた際、関係学生は当該代金の取扱いを大学に相談していることからも、関係学生は不正使用を行つた者及び不正使用に関与した者には該当しないと判断した。

なお、調査対象者は、自身の口座に振り込まれた当該モニタ一代金を、同年4月23日に関係学生に振り込んでいる。よって、調査対象者による研究費の私的流用は無かったものと判断した。

(2) 運営・管理規則第11条第2項、第3項、第4項に抵触する行為

運営・管理規則第11条第2項では、「予算詳細責任者は、法令等に則り、予算詳細ごとの教育研究資金の予算執行を行わなければならない。」、同条第3項では、「予算詳細責任者は、予算詳細ごとの教育研究資金について、教育研究等業務の進捗状況及び予算執行の状況を厳格に管理しなければならない。」、同条第4項では「予算詳細責任者が第14条の規定に基づく発注業務を行つた場合、発注先選択の公平性及び発注金額の適正性の説明責任等は、予算詳細責任者に帰属するものとする。」と規定されている。

当該教授は、フェローシップ経費の予算詳細責任者となっているが、予算詳細責任者としての自覚を持たず、物品購入手続き全般を秘書に任せ、必要書類を自身が確認することなく秘書に印鑑を預け押印させていた行為が漫然と日常的に行われていた実態からも、当該研究室では、教授による予算詳細責任者としての責務が果たされておらず、当該教授による大学の諸規則を遵守するコンプ

ライアンス意識の欠如が、今回の事案を招いた一因となっている。

よって、本件は、調査対象者の物品購入手続きに係る経費執行ルールの認識の欠如及び予算詳細責任者かつ当該研究室の実質的な責任者である教授が、運営・管理規則に定める予算詳細責任者としての責務を著しく怠っていたことに起因する「不適切な経理処理」に該当するものであり、秘書に印鑑を預けて経理処理を任せきりにしていたこと、また、納品事実の確認を行わずに秘書に納品・履行確認書を作成させ、当該書面に押印させていたことは、予算詳細ごとの教育研究資金の予算執行を行っているとはいえない、また、予算執行の状況を厳格に管理しているともいえず、さらには、発注先選択の公平性及び発注金額の適正性の説明責任等を果たせるような状態にあったともいえない。

このように、予算詳細責任者としての全般的な管理責任を果たさなかったことは、運営・管理規則第11条第2項、第3項、第4項に抵触し、当該教授が不正に直接関与していないが善管注意義務に違反した者に該当するものと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

関係者へのヒアリングを通じて確認できた事実から、調査対象者の研究費支出手続きや経理処理に関する認識が不十分であったこと、また、所属研究室において杜撰な予算執行が行われていたことが不正の発生要因として挙げられる。

【再発防止策】

東京科学大学では、「教育研究資金不正防止計画」及び文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、これまで各種取組を進めている。本事案は、東京科学大学の検収・現物確認の体制に問題はなく、調査対象者が研究費の支出手続きや経理処理に関する認識が不十分であったこと、また、当該研究室の教授が予算詳細責任者としての責務を果たしていなかったことで発生した事案である。今後は以下の再発防止策を講じることにより万全を期すこととした。

(1) 教育研究資金の不正使用及び不適切な経理処理に関する注意喚起及び学内WEBサイトの充実

学内の公正な研究活動に関する研修会、会計事務に関する研修会において、当該事案を具体的に取り上げ、教育研究資金の不正使用及び不適切な経理処理に関する注意喚起を行い、研修会受講者に対して受講内容の遵守義務についての意識付けを図る。また、東京科学大学における教職員向けホームページへ掲載し、研究者等（外部資金に採択されている学生も含む）の責任や教育研究資金の適正な執行・管理について更なる周知を図る。併せて、学内コミュニケーションツール（slack）においても情報発信を行い、周知を図る。

(2) 支出に関する各種様式作成に係る注意喚起

上記の研修会において、立替金支払請求書は、立替払を行った本人が作成すること（外国人研究者や留学生が立替払を行った際には英語版様式を本人が作成すること）、やむを得ず秘書等が代理で作成する場合も、予算詳細責任者及び立替払を行った本人の同意を得た上で作成することを改めて注意喚起し、日頃から適切な経費執行を行うことを意識づける。また、研究室内での印鑑の管理が適切になされていなかった当該事案を踏まえ、納品・履行確認書は納品事実の確認を行った上で作成する必要があることも含め、支出に関する各種様式作成に係る予算詳細責任者の責務（予算詳細執行支援者の監督責任を含む）についても注意喚起を行い、コンプライアンス意識の向上を図る。併せて、学内コミュニケーションツール（slack）においても情報発信を行い、周知を図る。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

学内規則に則り厳正に対処した。また、不正に関与した研究者等に対し、学内の処分を検討する委員会が認定した金額について返還させる措置を講じた。

・本件の公表状況

令和7年11月21日 東京科学大学ホームページに公表した。（氏名公表なし）